

同意書

※以下の内容を確認し、□にチェックを入れてしてください。

私は、ISO等取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し、申請しています。
- 法人においては以下のいずれにも該当しません。（「みなし大企業」ではありません。）
 - ア 大企業が単独で、発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し、又は出資している中小企業者
 - イ 大企業が複数で、発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資している中小企業者
 - ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している中小企業者
 - エ アからウまでに掲げる者のほか、実質的に大企業が経営権を有していると認められる中小企業者
- 中小企業基本法に規定される中小企業です。
- バーチャルオフィスではありません。
- 法人においては、申請日の1年以上前から区内に本店の登記があり、かつ、区内に事業所を有し、引き続き区内で1年以上事業を営んでいます。
個人事業者においては、申請日の1年以上前から区内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいます。
- 法人においては、納期の到来している法人事業税・法人住民税を滞納していません。また、個人事業者においては、納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していません。
- 補助対象規格については申請者単独で取得予定です。共同名義で審査請求等はしていません。
- 過去に、この補助金制度における同一の補助対象規格の補助金を受けていません。
- 申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去に受けたことがある場合も含む）
- 認証を取得した上で令和9年3月19日（金）までに実績報告書を提出します。これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
- 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金が交付されないことについて了承します。
- 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施します。その際、個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。

申請者氏名（代表者）

印

※交付申請書で使用する同じ印を押印してください。

ISO等取得支援事業補助金 提出書類確認シート

書類不備や、審査の際にお電話させていただくことがありますので、連絡先については、**必ず、日中連絡がつく電話番号を記載してください。**

※書類が不備なく、すべて揃った時点で審査を開始します。

※一定期間連絡が取れない場合は、書類を返却させていただきます。

※審査開始から、交付決定までは2週間～1か月程度かかります。

※申請内容把握のために、申請書類は、区に提出する前に写しをとり、保管をしてください。

フリガナ		
法人名または屋号・名称		
フリガナ		
申請担当者		
連絡先 (TEL①・TEL②)	①	②
E-mail ①		
E-mail ②		

1. 会社名・連絡先等

2. 提出書類について

必要書類一覧	チェック欄
補助金交付申請書（第1号様式）	
事業計画書（第2号様式）	
収支計画書（第3号様式）	
ISO27001：内部監査実施記録（監査実施後のチェックリスト含む）と マネジメントシステムの基本方針 エコアクション21：環境活動報告書 プライバシーマーク：内部監査実施記録（監査実施後のチェックリスト含む）	
ISO等に必要経費の見積書（明細が記載されているもの）のコピー	
コンサルタント委託契約書のコピー（コンサルタント委託契約をした場合のみ）	
法人：都税事務所課税の法人事業税・特別税と法人住民税の納税証明書の原本 個人：港区民は特別区民税・都民税の納税証明書の原本 港区民以外は特別区民税・都民税事業所課税の納税証明書の原本	
法人：履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の原本 ※3ヶ月以内発行のもの 個人：税務署受領印のある開業届のコピー（電子申請は受信通知も提出）	
※中小企業者で構成する団体は団体規約及び会員名簿	
同意書 必ず添付してください。添付がない場合は受付不可となります。	
提出書類確認シート	